

鳥羽市 プレミアム付商品券

農水商工課商工労政係 ☎(25)1156

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内店舗などへの支援のため、経済循環向上と経済回復を目的とした「鳥羽市プレミアム付商品券」を発行します。



販売価格 **2,500円**
(額面5,000円)

使用期間

令和2年
12月26日(土)~2月28日(日)
令和3年

専用券 2,500円分 (500円券 5枚)
鳥羽市に本社所在地がある店舗で使用可能
共通券 2,500円分 (500円券 5枚)
鳥羽市にある全ての店舗で使用可能

20,000
セット
販売

販売期間 12月26日(土)~令和3年2月15日(月)
※12月31日(木)~1月3日(日)は販売中止

対象者

- 12月1日時点で鳥羽市に住民登録があるかた
※購入引換券を簡易書留にて送付します。
- 鳥羽市内で働く市外在住のかた
※令和3年1月4日(月)以降に事業所の証明書または社員証などを持参のうえ、農水商工課窓口にて申請してください。購入引換券をお渡しします(住所がわかる身分証明書の提示が必要です)。

購入上限 1人1セット

購入場所 【平日】市内郵便局 午前9時~午後5時 ※簡易局は除く
【土曜・日曜日、祝日】鳥羽ショッピングプラザ ハロー内
特設売場 午前9時~午後4時

購入方法 購入引換券を購入場所へ持参し、現金にて購入してください。

使用店舗 鳥羽商工会議所ホームページに掲載します。
また、商品券販売時に郵便局窓口にて取扱店舗が掲載されたチラシを配布します。

注意点

- ・購入引換券および購入後の商品券の再発行はできません。
- ・購入引換券・商品券の譲渡や売買ならびに現金との引き換えや払い戻しはできません。
- ・商品券は、税金・公共料金などの支払い、プリペイドカードなど換金性の高いもの、タバコなどの購入には使えません。
- ・使用期限を過ぎた商品券は使用できません。
- ・登録店舗以外での商品券の使用はできません。

取扱店舗の募集について

プレミアム付商品券の発行に伴い、業務の委託先である鳥羽商工会議所において、商品券を使用できる市内の取扱店舗を募集しています。
登録申込期限 令和3年1月29日(金) ※随時申し込みを受け付けていますが、12月10日(木)までに申し込みをしていただくと、販売所で配布する当初のチラシに取扱店舗として掲載されます。

登録方法など、くわしくは鳥羽商工会議所に問い合わせてください。 鳥羽商工会議所 ☎(25)2751 URL <http://toba.or.jp/>

「鳥羽ざかな消費拡大事業」 とば魚 To EAT キャンペーンを実施します

市観光協会 ☎(25)3019 農水商工課水産係 ☎(25)1167

コロナ禍で落ち込んでいる漁業や観光業といった市の主要産業を支援するため、「鳥羽ざかな」の消費拡大による漁業の下支えや、漁業と観光の連携による「鳥羽ざかな」のPRを行う独自キャンペーンを展開します。



「とば魚 To EAT クーポン」の発行

- 市内のキャンペーン登録店舗で「鳥羽ざかな」を使った刺身盛り合わせなどの一品料理をお得に食べられる、1枚 500円の電子チケットを発行します(チケットはスマートフォン、タブレットなどで取得)。
- 電子チケットは、Yahoo! JAPAN が運営するサイト「Pass Market」から、1人5枚まで購入できます。
※くわしくは同サイトを参照してください
- キャンペーン参加店舗については、12月中旬ごろに市および観光協会ホームページなどでお知らせする予定です。
- キャンペーン開催期間については、令和3年1月中旬ごろ~3月中旬ごろを予定しています。
- そのほか、SNS などを通じて、「鳥羽ざかな」の情報発信を展開します。

キャンペーン参加事業所の募集について

- 市内の「鳥羽ざかな」料理を提供する施設(テイクアウトを含む)で、本キャンペーンに参加していただける事業所を募集します。
 - 参加希望の事業所は、市または市観光協会のホームページから必要書類をダウンロードしていただき、キャンペーン事務局へエントリーしてください。なお、必要書類については、市農水商工課または市観光協会の窓口でも配布します。(12月上旬ごろを予定)
- ※本キャンペーンの詳細については、12月上旬ごろに市および観光協会ホームページにてお知らせします。くわしくはキャンペーン事務局(市観光協会 ☎(25)3019)へ問い合わせてください
※新型コロナウイルス感染症の状況などにより、内容を一部変更する場合があります